

(別添1)



問合せ先:

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474, 2497, 2498)

平成19年度 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成20年8月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成19年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成19年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約180万件、輸入重量で約3,230万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成19年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割の食品を輸入に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成19年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について、詳細を取りまとめたので公表します。

■輸入食品監視業務ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



1. 平成 19 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 19 年度計画：124 食品群、約 7 万 9 千件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 20 年 3 月 31 日現在：全輸出国対象の 15 品目及び 32 カ国・1 地域対象の 198 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

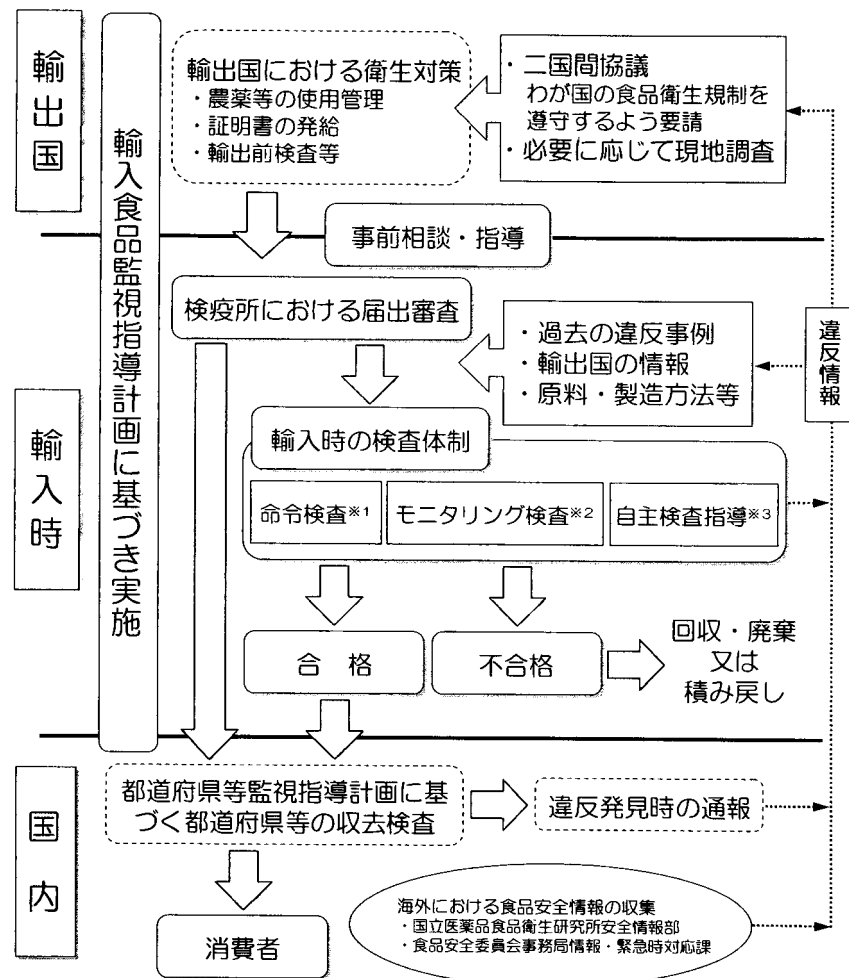
- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進
- 包括的輸入禁止規定^{※3}

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
 ※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査
 ※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せず厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査
 ※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
 ※3：輸入者の自主的な衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

2. 平成 19 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等から輸入後の国内販売までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

(1) 法第 27 条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 19 年度の届出・検査・違反状況（表 1）

をみると、届出件数は約 180 万件であり、届出重量は速報値で約 3,230 万トンであった。これに対し、約 20 万件（11.0%）について検査を実施し、このうち 1,150 件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.1%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 19 年度は約 79,000 件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を 314 名から 334 名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査器機を増設した。さらに、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は 450 項目から 500 項目、残留動物用医薬品は 110 項目から 130 項目、畜水産食品の残留農薬は 60 項目から 140 項目として実施した。



コンテナヤードでの検体採取

平成 19 年度のモニタリング検査実施状況（表 2）をみると、約 79,000 件の計画に対し、81,519 件（実施率：約 103%）を実施し、このうち 225 件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、必要に応じて同検査率を強化し（表 3）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令（表 4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表 5）の対象として検査強化を図った。

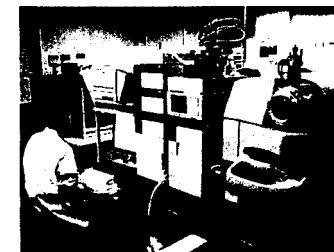


農産物の残留農薬検査（抽出）

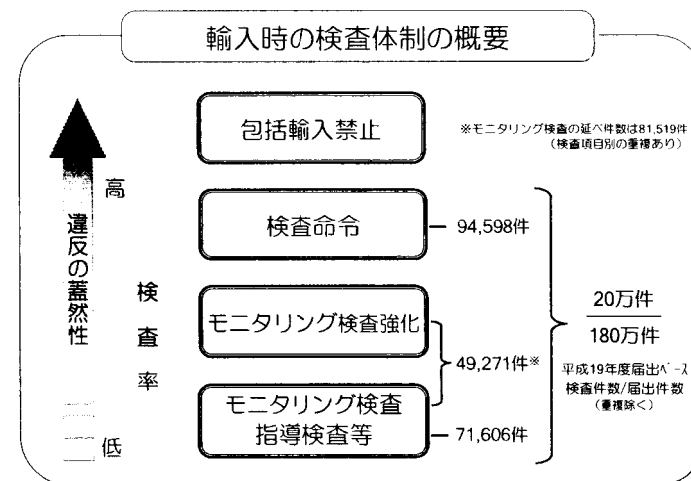
(3) 法第 26 条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第 26 条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成 20 年 3 月 31 日現在で、全輸出国対象の 15 品目及び 32 カ国・1 地域対象の 198 品目を検査命令の対象としており、平成 19 年度の検査命令の実績（表 6）をみると、94,598 件の検査命令を実施し、このうち 486 件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を講じた。



高速液体クロマトグラフ質量分析計による分析



(4) 違反状況

モニタリング検査 81,519 件、検査命令 94,598 件を含め、違反事例を条文別(表 7) にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 839 件(69.2%：違反延べ数(1,212 件)に対する割合)が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 226 件(18.6%)、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 70 件(5.8%)、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 68 件(5.6%)と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(表 8-①) 293 件(24.2%：違反延べ件数(1,212 件)に対する割合)が最も多く、次いで、残留農薬に係る違反事例(表 8-②)が 266 件(21.9%)、有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③) 194 件(16.0%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-④) 154 件(12.7%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8-⑤) 104 件(8.6%)の順となっている。

微生物規格に係る国別の違反事例(表 8-①)を国別にみると、中国が 108 件(36.9%：微生物規格に係る延べ違反件数(293 件)に対する割合)、次いでタイ 64 件(21.8%)、ベトナム 30 件(10.2%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(一般生菌数、大腸菌群、大腸菌)違反が上位を占めている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-②)を国別にみると、中国が 87 件(32.7%：残留農薬に係る延べ違反件数(266 件)に対する割合)、次いでエクアドル 59 件(22.2%)、タイ 18 件(6.8%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、大粒落花生の BHC 及びアセトクロール、しょうがの BHC、ウーロン茶のトリアゾホス、エクアドルでは、カカオ豆の 2,4-D、タイでは、赤とうがらしのジフェノコナゾールなどの違反事例が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-③)を国別みると、米国が 64 件(33.0%：カビ毒に係る延べ違反件数(194 件)に対する割合)、次いで中国 56 件(28.9%)、タイ 13 件(6.7%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、タイでは、ハトムギのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-④)を国別みると、ベトナムが 97 件(63.0%：残留動物用医薬品に係る違反事例(154 件)に対する割合)、次いで中国 42 件(27.3%)、台湾 6 件(3.9%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えび及びいかのクロラムフェニコール、中国では、うなぎのロイコマラカイトグリーン、台湾ではえびのフランソリドン(AOZ)などの違反事例が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例(表 8-⑤)を国別にみると、中国が 47 件(45.2%：添加物に係る延べ違反件数(104 件)に対する割合)、次いでベルギー 11 件(10.6%)、フランス 7 件(6.7%)、と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乾燥野菜の二酸化硫黄の残留基準超過や漬け物へのサイクラミン酸使用、ベルギーではチョコレートへのポリソルベート使用、フランスでは二酸化硫黄の残留基準超過などの違反事例が上位を占めている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成 19 年度においては、スイス製グァーガムのダイオキシン類汚染、タイ産ベビーコーンの赤痢菌汚染、米国産とうもろこしへの未承認遺伝子組換えとうもろこし混入、イタリア産モッツァレラチーズのダイオキシン類汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査(表 9)を行った。

また、平成 20 年 1 月に発生した食品による薬物中毒事案を受け、従前は技術的に困難であることから対象としていなかった加工食品の残留農薬検査について、2 月末より技術的に可能となったものからモニタリング検査の対象を拡大し、年度中に計 113 検体について検査を実施した結果、違反は認められなかった。



加工食品の残留農薬検査(粉砕)

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成 19 年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表 10)。

このうち、米国産牛肉については、平成 19 年 5 月 13 日から 5 月 28 日にかけて、対日輸出認定 28 施設(新規認定予定 1 施設含む)について現地調査を行い、対日輸出プログラム遵守の検証を実施した。また、同年 9 月、米国農務省食品安全検査局(FSIS)が実施する対日輸出認定施設の抜き打ち査察に同行し、FSIS による査察内容について検証した。



イタリア食肉処理施設の査察

(7) 法第8条及び第17条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成14年9月6日付け食発第0906001号別添)に基づき、直近60件の検査命令による違反率が一時的に5%を超えた中国産大粒落花生(BHC及びアセトクロール)及びしょうが(BHC)について、中国政府に対し、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成19年度においては、当該措置の発動対象となる品目はなかった。

(8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう説明会等により指導を行った。



窓口での届出指導

また、平成19年7月に開催された「輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議」を受け、各検疫所において輸入者を対象とした説明会を開催し、輸入する食品が輸出国において違法に製造等されたものではないこと、原材料や検査データ等が法に適合することなどについて、改めて確認を行うよう周知した。

平成19年次の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績(表11)をみると、品目別に22,038件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は401件であった。

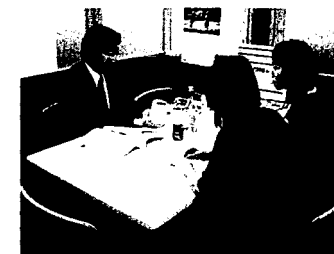


検疫所における輸入者説明会

法に適合しない事例を条文別(表12)にみると、指定外添加物の使用に係る法第10条違反の202件(50.4%：違反延べ数(520件)に対する割合)が最も多く、次いで添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の183件(45.7%)と続いている。

また、国別にみると(表13)、米国が93件(23.2%：違反実数(401件)に対する割合)と最も多く、次いで中国36件(9.0%)、オーストラリア32件(8.0%)と続いている。品目別にみると、いずれの国も健康食品、菓子などの食品等への指定外添加物の使用が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



輸入相談指導室での相談指導

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等(表14)については、必要に応じ検査強化を行った。

表1 届出・検査・違反状況(平成19年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※2} (%)
1,797,086	32,261	198,542 (94,598) ^{※3}	11.0	1,150 (486) ^{※3}	0.1 (0.6) ^{※3}
(前年度実績) 1,845,995	31,555	203,001	11.0	1,515	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値(再掲)

表2 モニタリング検査実施状況(平成19年度)

食品群	検査項目 ^{※1}	年度計画件数 ^{※2}	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,872	2,827	0
	残留農薬	1,678	2,167	0
	添加物	-	122	0
	成分規格	657	626	0
	SRM除去	-	3,916	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,072	1,214	4
	残留農薬	-	96	0
	添加物	1,128	1,744	0
	成分規格	2,240	1,839	7
	抗生物質等	3,167	2,785	4
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	残留農薬	742	1,723	9
	添加物	295	264	0
	成分規格	895	1,094	1
	GMO	-	13	0
	抗生物質等	4,127	4,864	5
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	残留農薬	267	1,773	0
	添加物	2,447	3,405	1
	成分規格	5,981	6,104	47
	GMO	-	51	0
	抗生物質等	712	480	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	残留農薬	18,187	16,170	74
	添加物	598	790	2
	成分規格	826	879	0
	カビ毒	2,210	2,582	1
	GMO	1,553	1,345	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	64	0
	残留農薬	5,024	4,804	23
	添加物	4,383	4,900	6
	成分規格	2,179	2,919	21
	カビ毒	2,238	1,924	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	GMO	207	96	2
	抗生物質等	299	2	0
	残留農薬	238	90	0
	添加物	3,078	2,647	5
	成分規格	717	918	5
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	カビ毒	598	489	1
	GMO	-	7	0
	残留農薬	299	167	0
	添加物	897	1,297	0
	成分規格	897	798	3
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	カビ毒	299	110	1
	成分規格等	1,315	1,404	3
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		79,322	81,519 実施率約103%	225

※1:検査項目の例

- ・抗生物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレンール、パソリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2:抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したもの

表3 平成19年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目(平成20年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目	
中国	アンコウ	ふく遺伝子	
	カワハギ乾製品	ふく遺伝子	
	ひらめ	ニトロフラン類(AOZ)	
	養殖フグ	オキシテトラサイクリン	
	アスパラガス	プロファム ホキシム	
	からしな	プロファム	
	きくらげ	フェンプロパトリン	
	ケール	アトラジン	
	こまつな	ルフェヌロン	
	シソ	ジフェノコナゾール	
	しょうが	アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド 及びアルドキシカルブ クロールピリホス	
	チンゲンサイ	ファモキサドン	
	にら	フェンプロパトリン	
	にんにくの茎	イマザリル	
	ほうれんそう	ファモキサドン	
	未成熟いんげん	ブプロフェジン	
	ごまの種子	2,4-D パラチオンメチル	
	タイ	養殖スッポン	マラカイトグリーン
		蜂の子	テトラサイクリン
		生食用えび ^{※3}	腸炎ビブリオ
赤とうがらし		トリアゾホス プロピコナゾール ジフェノコナゾール	
アスパラガス		EPN ジウロン	
オオバコエンドロ		シベルメトリン	
にんにく		クロールピリホス	
ペビーコーン		赤痢菌	
ほうれんそう		クロールピリホス	
レモングラス		EPN	
フランス		チーズ	腸管出血大腸菌O-26
		チョコレート	チアベンダゾール
	パースニップ	テブコナゾール	
	レッドカラント	フルシラゾール	
	レンズ豆	クロールプロファム	
韓国	あさり	マラカイトグリーン	
	生食用アカガイ、生食用タイラギガイ ^{※3}	腸炎ビブリオ	
	青とうがらし	テブコナゾール	
	ししとう	ピテルタノール フルキンコナゾール テブコナゾール	

対象国・地域	対象食品	検査項目
インドネシア	がざみ	エンドスルファン
	ゆでだこ ^{※3}	腸炎ビブリオ
	青とうがらし	ジフェノコナゾール
	ほうれんそう	シフルトリン
フィリピン	生食用うに ^{※3}	腸炎ビブリオ
	おくら	ジフェノコナゾール フルアジホップ メタミドホス
	マンゴー	プロフェノホス
ベトナム	米	アセタミプリド
	オオバコエンドロ	クロールピリホス ヘキサコナゾール
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール
ニュージーランド	赤とうがらし	ルフェヌロン
	西洋ねぎ(リーキ)	アラクロール
メキシコ	グアバ	シベルメトリン
	チェリモヤ	モノクロトホス
トルコ	ケシの実	マラチオン
	ごまの種子	カルバリル
ブラジル	小麦	メタミドホス ピリミホスメチル
	大豆	ピリミホスメチル
台湾	米	メタミドホス
	生食用いづみだい ^{※3}	腸炎ビブリオ
ベネズエラ	カカオ豆	2,4-D
コロンビア	コーヒー豆	クロールピリホス
インド	クミンシード	イプロベンホス プロフェノホス
	エチオピア	コーヒー豆
香港	きくらげ	フェンプロパトリン
オーストラリア	りんごジュース及び原料用果汁	パツリン
ラオス	ケール	フィプロニル
グアテマラ	ごまの種子	クロールピリホス パラチオンメチル
スペイン	アーモンド	イソプロカルブ
イスラエル	はちみつ	ストレプトマイシン
ベルギー	サルシフィー	クロールプロファム
ナイジェリア	ごまの種子	アセトクロール

※1 平成19年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表4に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成19年6月～10月)。

表 4 平成 19 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あさり加工品	クロラムフェニコール
	さば加工品	マラカイトグリーン
	はちみつ	クロラムフェニコール
	えだまめ	プロファミ
	柿の葉	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル
	にんじん	トリアジメノール メタミドホス
	ピーマン	ピリメタニル
	未成熟いんげん	フェンプロバトリン
韓国	あげまきがい	エンドスルファン
	しじみ	エンドスルファン
	ミニトマト	フルキンコナゾール
タイ	アカシア	イソプロチオラン
	おくら	EPN ジノテフラン*1
	バナナ	シベルメトリン
チリ	レモン	イマザリル
フィリピン	おくら	デブフェノジド
米国	いちご	キノキシフェン*2
ベトナム	エビ	フラルタドン
ベルギー	リーキ	ハロキシホップ

*1 平成 19 年 10 月 26 日付けで解除

*2 平成 20 年 1 月 24 日付けで解除

表 5 平成 19 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
アラブ首長国連邦	ひよこ豆	アフラトキシン
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
韓国	二枚貝	下痢性貝毒
	生食用アカガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
	生食用タイラギガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
スペイン	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
米国	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
ベトナム	ゴマの種子	アフラトキシン
ミャンマー	ひよこ豆	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 19 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出 (16品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	10,048	70
	筋子等	亜硝酸根等	402	5
	シアン含有豆類等	シアン化合物等	477	21
中国 (47品目)	そば	アフラトキシン	878	0
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	3,774	28
	うなぎ、えび、はちみつ等	エンロフロキサシン、ストレプトマイシン、オキシテトラサイクリン等	18,568	30
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、えだまめ、うなぎ (一部地域に限り)等)	フェンプロバトリン、デブフェノジド、 クロルピリホス、エンドスルファン等	24,936	56
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	2,935	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	2,449	1
タイ (25品目)	バジルシード	アフラトキシン	5	1
	野菜、果実 (マンゴー、おくら、アカシア等)	クロルピリホス、パラチオンメチル、 プロピコナゾール等	1,203	3
	えび	オキソリニック酸	3,759	0
韓国 (21品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,281	2
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	15	
	しじみ	エンドスルファン	107	1
	野菜、果実、 (パプリカ、赤とうがらし、青とうがらし等)	エトプロホス、クロルピリホス等	227	0
台湾 (15品目)	野菜・果実・茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	プロモプロビレート、クロルピリホス、 シフルトリン等	519	9
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	フラゾリドン(AOZ)、フラルタドン(A MOZ)、クロラムフェニコール等	4,993	4
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	63	0
米国 (11品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,816	51
	ポップコーン、アーティチョーク、パ セリ等	ピリミホスメチル、クロルピリホス、フ エンパレレート等	708	5
ベトナム (7品目)	ゴマの種子、もろこし	アフラトキシン	52	1
	えび、いか	クロラムフェニコール、AOZ等	8,526	96
	ほうれんそう	インドキサカルブ	187	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	96	0
エクアドル (1品目)	カカオ豆	2, 4-D、ジウロン、シベルメトリン	107	52
その他(17カ国、44品目)			77,156	188
計			168,287	486

※件数は、項目別該当件数

表7 条文別違反事例(平成19年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	226	18.6	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の制限)	9	0.7	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等の制限)	70	5.8	サイクラミン酸、キノリンイエロー、アゾルピン、TBHQ、ポリソルベート、ローダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケイ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	839	69.2	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	68	5.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
計	1,212(延数) 1,150(実数)		

表8-① 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成19年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数*
中国 (108)	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(10)、一般生菌数(9)、E. coli(2)	21
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(12)、一般生菌数(3)、E. coli(2)	17
	冷凍食品(その他)	大腸菌群(2)、一般生菌数(8)、E. coli(5)	15
	食肉製品	E. coli(5)、大腸菌群(3)、黄色ブドウ球菌(1)	9
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(4)、E. coli(5)	9
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(7)	7
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(2)、大腸菌群(4)	6
	ゆでだこ	大腸菌群(5)、一般生菌数(1)	6
	魚肉ねり製品	大腸菌群(6)	6
	冷凍食品(畜産食品)	E. coli(3)、一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	5
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(3)、大腸菌群(2)	5
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(1)	1
	水菓	一般生菌数(1)	1
	タイ (64)	冷凍食品(えび)	大腸菌群(8)、一般生菌数(3)、E. coli(2)
冷凍食品(いか)		大腸菌群(6)、一般生菌数(3)	9
冷凍食品(畜産食品)		大腸菌群(5)、一般生菌数(3)	8
冷凍食品(果実)		一般生菌数(3)、大腸菌群(4)	7
冷凍食品(魚類)		大腸菌群(4)、E. coli(3)	7
冷凍食品(その他)		E. coli(5)、大腸菌群(1)	6
魚肉ねり製品		大腸菌群(5)	5
食肉製品		E. coli(2) 大腸菌群(2)	4
冷凍食品(野菜)		一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
冷凍食品(水産動物)		一般生菌数(1)、大腸菌群(1)	2
ベトナム (30)		冷凍食品(えび)	E. coli(8)
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)、E. coli(3)	7
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、E. coli(2)	4
	魚肉ねり製品	大腸菌群(4)	4
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(2)	2
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(2)	2
	ゆでだこ	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(1)	1
インドネシア (16)	冷凍食品(えび)	一般生菌数(2)、大腸菌群(2)、E. coli(4)	8
	ゆでだこ	一般生菌数(2)、大腸菌群(1)	3
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(1)	1
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)	1
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(1)	1
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(1)	1
	飲料	大腸菌群(1)	1